

スーパー
定期

自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載または証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約又は一部解約する場合も同様に取扱います。

① 預け入れ期間が5年以内の場合

A. 預入後6か月未満で解約した場合	解約時の普通預金利率
B. 預入後6か月以上1年未満で解約した場合	約定利率×20%
C. 預入後1年以上2年未満で解約した場合	約定利率×30%
D. 預入後2年以上3年未満で解約した場合	約定利率×40%
E. 預入後3年以上4年未満で解約した場合	約定利率×50%
F. 預入後4年以上5年未満で解約した場合	約定利率×60%

ただし、預入期間が6か月以上の場合、中途解約日までの預入期間に応じた、自由金利型定期預金（M型）の預入時の当行の店頭に掲示する利率の90%を上回らないものとします。

② 預け入れ期間が10年の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金利率
B. 6か月以上2年未満	約定利率×10%
C. 2年以上3年未満	約定利率×20%
D. 3年以上4年未満	約定利率×30%
E. 4年以上5年未満	約定利率×40%
F. 5年以上6年未満	約定利率×50%
G. 6年以上7年未満	約定利率×60%
H. 7年以上8年未満	約定利率×70%
I. 8年以上9年未満	約定利率×80%
J. 9年以上10年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり満期日前に、再度、解約又は一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。

① 預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。

② 300万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に

応じて上記第3項の利率算定式における約定利率を通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率とします。

(5) 上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の300万円未満利率を適用します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

2020年4月1日改定